

食品表示法に基づく 玄米・精米の表示



【用語の定義】

用語	定義
玄米	もみから、もみ殻を取り除いて調製したもの
精米	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したもの
もち精米	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まないもの
原料玄米	製品の原料として使用される玄米

【表示すべき事項】

(1) 容器包装に入れられていないもの(量り売りなど)

「名称」、「原産地」(商品に近接した場所等に表示します。)

例: 玄米(千葉県産 コシヒカリ)

※事実に基づき、産地・品種・産年を表示可能です。



(2) 容器包装に入れられたもの(袋詰めなど)



名称	<p>○玄米の場合→「玄米」</p> <p>○もち精米の場合→「もち精米」</p> <p>○うるち精米の場合→「うるち精米」又は「精米」</p> <p>※うるち精米のうち胚芽を含む精米が全体の80%以上の場合は「胚芽精米」</p> <p>※「白米」「精白米」等の表示はできません。</p>
原料玄米	<p>○「単一原料米」又は「複数原料米」などと表示した上で、「産地」等を表示</p> <p>※具体的な表示方法は3、4ページを参考にしてください。</p>
内容量	内容重量をg又はkgの単位で、単位を明記して表示します。
精米年月日	<p>○精米の場合→「精米年月日」…原料玄米を精白(とう精)した年月日※</p> <p>○玄米の場合→「調製年月日」…原料玄米を調製(粃摺り・選別)した年月日※</p> <p>※容器包装に入れた日と必ずしも一致しません。</p>
販売者	<p>販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示します。</p> <p>※表示を行う者が精米工場の場合は、「販売者」を「精米工場」に変更します。</p>

【文字のデザイン】

- 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とします。
- 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する12ポイント(内容量が3kg以下のものは8ポイント)の活字以上の大きさの統一のとれた活字とします。

<例> 12ポイント コシヒカリ 8ポイント コシヒカリ

【農産物検査】

〔容器包装に入れられた「玄米」及び「精米」については、農産物検査による証明の有無によって、容器包装に表示できる内容が決められています。〕

- 農産物検査法に基づく検査においては、証明書の交付又は包装への表示の形で産年、銘柄等の証明がなされます。
- 産地によって、検査を受けられる銘柄が決められています。(産地品種銘柄)
産地品種銘柄に設定されていない品種について検査を受けた場合は、「産年」のみ証明が得られます。
- 「品種」と「産年」は、農産物検査の証明を受けた場合にのみ容器包装に表示できます。

＜参考＞ 平成29年産 千葉県産玄米の産地品種銘柄 (年産によって変更あり)

〔水稻うるち玄米〕

必須銘柄: 「あきたこまち」「コシヒカリ」「ひとめぼれ」「ふさおとめ」「ふさこがね」「ミルキーQueen」「ゆめかなえ」「夢ごこち」

選択銘柄: 「あきだわら」「いただき」「五百川」「とねのめぐみ」「にこまる」「ヒカリ新世紀」「みつひかり」「ミルキーサマー」「ゆうだい21」

〔水稻もち玄米〕

必須銘柄: 「ヒメノモチ」

選択銘柄: 「ツキモチ」「ふさのもち」「マンゲツモチ」「峰の雪もち」

※ 選択銘柄については産地・銘柄の検査証明を行う登録検査機関が限定されています。

※ 上記以外の品種については、農産物検査を受けた場合、産年のみ証明が得られ、その産年及び使用割合を記載することができます。(☞4ページ下段表示例)



「ふさこがね」ちゃん



「ふさおとめ」ちゃん

【古代米】

〔「赤米」、「黒米」、「紫黒米」等と呼ばれている、いわゆる古代米も食品表示法では「玄米及び精米」扱いとなり、表示の対象となります。〕

- 「赤米」、「黒米」、「紫黒米」等は一般の玄米と比較して商品特性が明らかに異なり、消費者が外観から容易に判断できることから、一括表示欄の外に「赤米」等と記載して差し支えありません。
- 産地品種銘柄の表示は、一般の玄米と同様に、農産物検査の証明を受けた場合にのみ容器包装に表示できます。
- 平成29年産千葉県産玄米の産地品種銘柄に、いわゆる古代米の設定はありません。

【新米】

〔「新米」と表示を行うためには、農産物検査に基づく「産年」の証明が必要であり、下記の場合に限り、一括表示欄外に表示できます。〕

- 原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米
- 原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器包装に入れられた精米

〔注意〕 未検査米を原料に使用した容器包装入り玄米及び精米には「新米」の表示ができません。

単一原料米

農産物検査法による証明を受けた、単一の産地、品種及び産年の原料玄米

(1)うるち精米の表示例

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原 料 玄 米	単一原料米		
	千葉県	コシヒカリ	〇〇年産
内 容 量	〇kg		
精米年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
販 売 者	〇〇米穀株式会社		
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△ 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

(2)欄外表示例



未検査米

農産物検査法による証明を受けていない国産の原料玄米

(1)玄米の表示例

名 称	玄 米			
	産 地	品 種	産年	使用割合
原 料 玄 米	未検査米			
	国内産			10割
内 容 量	〇〇kg			
調製年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
販 売 者	千葉 太郎			
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△ 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

(2)欄外表示例



注1 原料玄米欄の「未検査米」の表示は、「複数原料米」でも構いません。

注2 生産者が自ら販売者となっている場合は、原料玄米欄の中に「〇〇県産」など、国産である旨の表示以外の具体的な産地を表示することはできません。

注3 生産者以外の者が販売者の場合は、原料玄米欄の中に「〇〇県産(産地未検査)」と表示できます。

注4 一括表示欄の外には、事実に基づき具体的な産地を表示できます。

ブレンド米

農産物検査法による証明を受けた、複数の産地、品種及び産年の原料玄米

(1)うるち精米の表示例

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産年	割 合
原 料 玄 米	複数原料米			
	国内産		10割	
	〔 〇〇県産 〇〇〇〇 〇〇年 7割 千葉県産 コシヒカリ 〇〇年 3割 〕			
内 容 量	〇kg			
精米年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
販 売 者	〇〇米穀株式会社			
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△			
	電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

(2) 欄外表示例



注1 原料玄米欄の「複数原料米」の表示は、「ブレンド米」など同様の意味の用語でも構いません。

注2 使用割合が5割未満の原料玄米(例の場合コシヒカリ)について欄外に表示する場合は、使用割合を併記する必要があります。

産年のみの証明

産地品種銘柄に設定されていないため、産年のみ証明を受けた国産の原料玄米

(1)玄米の表示例

名 称	玄 米			
	産 地	品 種	産年	使用割合
原 料 玄 米	産地品種未検査米			
	国内産		10割	
			(〇〇年産 10割)	
内 容 量	〇〇kg			
調製年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
販 売 者	千葉 太郎			
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△			
	電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

(2) 欄外表示例



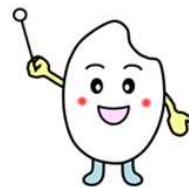
注1 原料玄米欄の「産地品種未検査米」の表示は、「複数原料米」でも構いません。

注2 生産者が自ら販売者となっている場合は、原料玄米欄の中に「〇〇県産」など、国産である旨の表示以外の具体的な産地を表示することはできません。

注3 生産者以外の者が販売者の場合は、原料玄米欄の中に「〇〇県産(産地未検査)」と表示できます。

注4 一括表示欄の外には、事実に基づき具体的な産地を表示できます。

よくある質問



© 2017 千葉県

Q1 産年及び精米年月日を欄外に表示できますか。

- 産年及び精米年月日は、一括表示欄の該当する箇所に記載箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。
- 単に「欄外に記載」のようにするのではなく、「枠外右側面に記載」、「反対面下部に表示」のように、消費者がどこを見ればよいか具体的に表示してください。

Q2 通信販売する玄米及び精米も対象となるのですか。

- 通信販売であっても、消費者に販売する場合には表示が必要です。
- 玄米及び精米を入れている容器包装に食品表示基準に定める表示をした上で発送してください。

Q3 業者間の取引(業務用)にも表示が必要ですか。

- 業者間の取引にも、原則として、表示が義務付けられています。
- ただし、外食店やインスタ加工向けのみには供給されることが確実な原材料(外食事業者へ直接卸されるもの等)については、食品表示法に基づく表示義務の対象になっていないので、表示は必要ありません。
- なお、米トレーサビリティ法では、外食事業者用であっても、指定米穀等(玄米、精米、もみ、砕米)であれば、原料米について産地情報の伝達が必要です。

Q4 農産物検査法による証明はありませんが、他の方法により品種及び産年が確認できる場合にも、これらを表示してはいけないのですか。

- 原料玄米の品種及び産年の証明は、国産品であれば農産物検査法による証明に限られていますので、他の方法により、品種及び産年が確認できる場合でも、これらを表示することはできません。

Q5 店内のポップやインターネット上の表示への規制はありますか。

- 店内のポップ、ポスター、広告やインターネット上の表示などは、食品表示基準の適用はありません。(量り売りの名称と原産地表示に該当するものは除く。)
- ただし、景品表示法や健康増進法などの他の法令は、ポップや広告などにも適用がありますので、違反のないように注意してください。

【参考】

〔消費者庁ホームページ〕

●食品表示基準

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf

〔農林水産省ホームページ〕

●米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

〔米トレーサビリティ法とは、問題が発生した場合などに、流通ルートをややかに特定するため、米穀等の譲受け、譲渡しを行った場合に、取引等の記録を作成・保存すること及び産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。〕



〔食品表示法及び米トレーサビリティ法についてのお問い合わせ〕

千葉県農林水産部安全農業推進課

住所: 千葉市中央区市場町1-1

電話: 043-223-3082 FAX: 043-201-2623

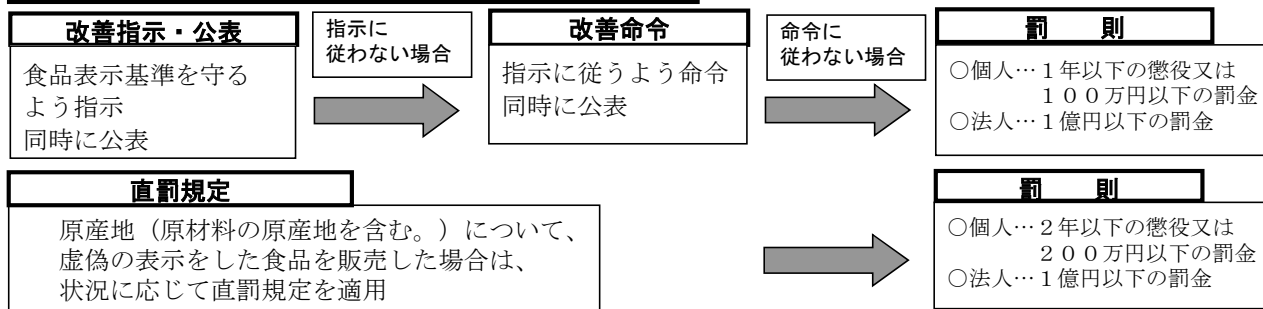
〔農産物検査法についてのお問い合わせ〕

千葉県農林水産部生産振興課

住所: 千葉市中央区市場町1-1

電話: 043-223-2887 FAX: 043-222-5713

食品表示基準を守らないときには…



平成29年6月版